

## 第4章 徳島県林業公社あり方検討委員会

### 1 公社の経営問題に関する経緯

#### (1) 前回の経営改善計画

公社は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分収方式によって造林を推進するため、昭和41年に県の主導の下、設立された公益法人である。これまで約7千haの森林を造成し（県の森林面積の約4%）、森林の公益的機能の発揮、地域の森林整備水準の確保や雇用の創出などに重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、公社の経営は、森林整備に係る国庫補助金を除く投資額のすべてが借入金で賄われており、投資を行ってから収益を得るまでの期間が超長期にわたるといふ林業の特殊性等に加え、長期的な木材価格の低下等社会経済情勢の変化に大きく左右され、将来における投資額の回収能力の低下が懸念されるようになった。

このため、平成17年11月には「徳島県林業公社経営改善検討委員会」において、公社の行う分収林事業は、林業振興や森林の公益的機能発揮のために必要なものであり、徹底した経営改善を行いつつ、分収契約の責務を果たすことにより、公社の役割を完遂すべきであると提言され、公社の抜本的な経営改善の方策及び期待される役割を担うため、公社の経営改善について報告書がとりまとめられた。

公社では、この報告に基づき県と協議の上、当面集中的に取り組む課題を取りまとめた平成18年度を始期とする「問題解決プラン（林業公社経営改善計画）」を策定し、改善を図ってきたところである。

○「問題解決プラン（徳島県林業公社経営改善計画）H18.1策定」H18～22年度

#### (2) 国の林業公社問題の検討会

一方、国では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、全国の都道府県で、公社が抱える多額の債務が、将来の負担増加の懸念要素として大きな課題となっていると認識し、総務省、林野庁及び地方代表5府県で構成された「林業公社の経営対策等に関する検討会」を平成20年度に開催した。平成21年6月の最終報告では、超長期を要する森林整備の特殊性を認めながらも、公社の経営方針、経営状況、将来の収支見通し、既往造林地の評価等についての検証・的確な情報開示を行うとともに、公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しが求められているところである。

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月告示、21年度完全施行）
- 「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定に関する基準」（平成20年4月21日告示）
- 「第3セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進について」（平成20年12月15日「債務調整等に関する調査研究報告書」）
- 「林業公社の経営対策等に関する検討会報告」（総務省、林野庁、H21.6.30最終報告）
- 新公益法人会計基準の制定（平成20年12月1日以降開始する事業年度から適用）

## 2 林業公社あり方検討委員会の設置（平成23年2月26日発足）

現在の社会経済状況は、世界的な金融不安の広がりなど、景気の後退状況が長引き、木材需要も木材価格も一層の低迷状態となっている。

反面、森林の持つ公益的機能がますます重要視され、地球温暖化防止の観点から強力な森林整備の支援がなされるようになるとともに、平成22年(2010年)5月には、公共建築物の原則木造化を図る「木材利用促進法」が制定されるなど、「木材自給率50%以上」を目指す新たな政策が打ち出され、各種支援策が講じられるようになってきた。

県においても、国に先駆けて、林業再生プロジェクト、林業飛躍プロジェクトと、強力に林業生産の拡大を図る産業政策を進めるとともに、地球温暖化防止の森林吸収源対策としてカーボン・オフセットの仕組みを取り入れた「とくしま協働の森づくり事業」を推進するなど、県民、企業を巻き込んだ森林保全の環境政策を展開しているところである。

このような中、公社は平成17年度に外部有識者による「林業公社経営改善検討委員会」を立ち上げ、その検討結果を基に「林業公社経営改善計画（前回の問題解決プラン）」を策定し、各種の対策を講じてきた。それから6年が経過し一定の経営改善はみられているが、全国的に公社問題の経営対策が見直される動きの中、本県においても更なる抜本的改革に取り組む時期に来ていると判断された。同時に、国による「林業公社の経営対策等に関する検討会報告」による各種指導を踏まえ、これまでの改善成果を検証し、新たに、今後の方向を見いだしていく必要がある。

さらに、移行期限が平成25年(2013年)11月に迫る新公益法人改革への対応として、公社ではこれまでの分収林事業をどのように運営するのか、他の事業としてどのような事業を、どのように展開していくのか、改めて検討し直す必要が生じた。

こうしたことから、公社の経営改善という枠にとらわれず、大きくは県の林業施策を実現していく組織として、現行のあり方にこだわることなく、存廃を含めた抜本的な見直しを行うことを目的に、外部委員からなる「徳島県林業公社あり方検討委員会」を平成23年2月26日に設置した。

### (1) 委員の構成

- 委員長 ・川村 誠 京都大学農学部 森林・林業政策学分野 准教授
- 副委員長 ・大田 伊久雄 愛媛大学農学部 資源・環境政策学コース 准教授
- 委員 ・栗飯原 一平 徳島県中小企業団体中央会会長
- 〃 ・朝田 啓祐 弁護士
- 〃 ・井関 佳穂理 公認会計士
- 〃 ・佐藤 弘美 徳島大学大学院ソシオクワイエンス研究部 助教
- 〃 ・熊谷 幸三 徳島県森林組合連合会代表理事専務(～第2回)
- 〃 ・西條 浩三 徳島県森林組合連合会代表理事専務(第3回～)

(敬称略)

## (2) 本委員会の立ち位置

本委員会は、公社の今後のあり方についてゼロベースで検討を行い、そして、公社の果たすべき役割を精査し、将来の可能性について関係者との協議を重ねつつ検討を行った。

本報告書は、今後国と公庫が何らかの形で公社問題の責任の一端を担うことに期待しつつも、現状において、県の森林及び林業を取り巻く情勢を勘案して前向きな将来設計を考究した。

なお、公社と同様の森林整備法人は現在全国に約 40 団体存在しているが、いずれも多額の借入金を抱える共通の経営問題を抱えている。平成 23 年に特定調停を経て約 937 億円の債権放棄を受けた滋賀県の 2 つの公社（滋賀県造林公社・びわこ造林公社）の事例がマスコミを賑わせたことは記憶に新しいが、このときの外部有識者による「造林公社問題検証委員会」の報告書では、国及び農林漁業金融公庫の責任問題を厳しく追求している。

本委員会としても、今回の検討の基には、分収造林を積極的に推進し無責任とも思える多額の融資を長年続けたことは専ら国と公庫の責任であり、県や公社に総ての経営責任を押しつけることには疑問を感じざるを得ないとの基本認識を持っている。

## (3) 委員会の検討項目

徳島県林業公社あり方検討委員会の主な検討項目は、次に掲げるところによる。

- ① 林業公社を取り巻く全国の状況
- ② 公社の存廃とあり方を検討する上で、
  - ・ これまでの経営改善の取り組み効果
  - ・ 長期収支予測と財務改善策
  - ・ 森林保全を図る新方式“新たな森林づくり”のしくみ
  - ・ 既存の分収林契約の課題と解決策
- ③ 公社存続の場合の事業展開や廃止の場合の手法

## 3 林業公社あり方検討委員会の開催状況

会議名	開催日時	内容
第 1 回徳島県林業公社あり方検討委員会	平成 23 年 2 月 26 日 10:00~12:00	1 徳島県の森林・林業の現状と政策について 2 徳島県林業公社の概要と経営改善の取り組み 3 林業公社を巡る全国の状況
徳島県林業公社あり方検討委員会 現地検討会	平成 23 年 3 月 15 日 8:30~16:00	1 林業公社社営林（搬出間伐現地） 2 製材工場 3 県産木造住宅展示場 4 MDF 工場

会 議 名	開催日時	内容
第2回徳島県林業公社 あり方検討委員会	平成23年4月20日 13:30～15:30	1 第1回あり方検討委員会の結果 2 公社のあり方の全国事例について 3 林業公社の長期収支等について 4 分収契約について 5 林業公社のあり方の基本的方向について
第3回徳島県林業公社 あり方検討委員会	平成23年7月14日 10:00～12:00	1 第2回あり方検討委員会の結果 2 徳島発の公有林化推進について 3 新生公社が取り組む新たな森林づくり のしくみについて 4 分収林の構造的な課題解決について 5 新たな林業公社のあり方案
第4回徳島県林業公社 あり方検討委員会	平成23年9月15日 16:00～18:00	徳島県林業公社あり方検討委員会報告書 (案) についての検討
第5回徳島県林業公社 あり方検討委員会	平成23年11月23日 10:00～13:00	徳島県林業公社あり方検討委員会報告書 (案) についての検討